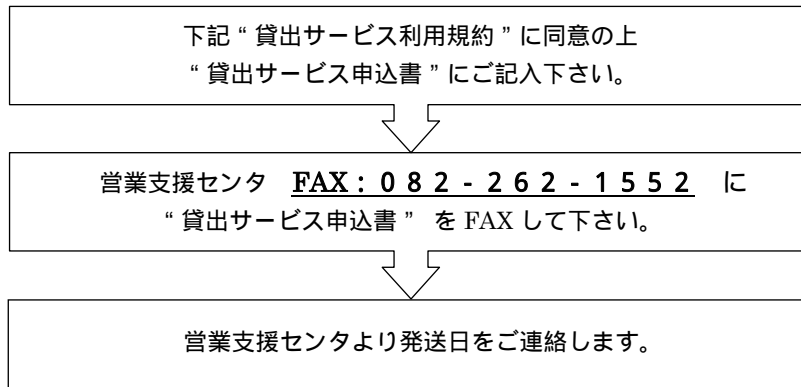


貸出サービス（無料）のご案内

1. 貸出サービスお申し込み方法



※ オンライン(ユーザ ID 所有者限定)でもお申し込みいただけます。是非、ご利用下さいませ。

http://www.interface.co.jp/support/sp_lend.asp

2. 貸出についてのお問い合わせ先

株式会社インタフェース 営業支援センタ（月～金 AM9:00～PM5:00）

Tel:082-262-1630 Fax:082-262-1552 E-mail: support@interface.co.jp

3. 貸出サービス利用規約

第1条（規約）

貸主は借主が製品を評価するため、貸主の自己の所有する物件を貸与し、借主はその物件を借受けます。
借主の対象は法人(学校や企業)とします。

第2条（物件の引き渡しおよび貸出期間）

- 1.引き渡し(運送)は貸主が行い、その諸費用も貸主が負担します。引き渡し(運送)は日本国内のみとします。
- 2.貸出期間は、FAコンピュータ関連については1ヶ月、その他の製品については3週間とします。
借主から、貸出期間延長の申し出があった場合、貸出期間延長の可・不可については、貸主が決める事とします。
但し、貸主から返却請求があった場合、借主は速やかに返却するものとします。

第3条（物件の使用保管）

借主は、善良な管理者の注意をもって借主の負担で保管、運用をします。

第4条（ソフトウェア）

- 1.物件に添付されたソフトウェア、プログラムは、それぞれに明記された著作権者である法人または個人に帰属します。
- 2.物件に添付されたソフトウェア、プログラムは、一切の複製、削除及び物件に他のソフトウェア、プログラム等を追加することを禁止します。

第5条（物件の所有権侵害の禁止）

- 1.借主が物件を第三者に譲渡したり、担保に入れたり、その他、貸主の所有権を侵害するような行為をする事を禁止します。
- 2.借主が現状を変更する事を禁止します。
- 3.借主が、借主の権利を譲渡する事を禁止します。

第6条（物件の滅失・毀損）

借主が自己の責による事由に基づき、物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)毀損(所有権の制限を含む)または汚損した場合、借主は貸主に対し、物件の相当額または物件の修理代相当額を支払います。
貸主にその他の損害があるとき借主はこれを賠償します。

第7条（通知・報告事項）

借主が住所を移転したとき、または契約違反の恐れのあるときは、書面もしくは電子メールにて速やかに貸主に通知するものとします。

第8条（その他）

この契約書に定めない事項について問題が発生した場合は、貸主と借主は誠意をもってその解決にあたります。

第9条（物件の返還）

借主は、貸主の指定した場所へ返還(運送)を行い、その諸費用も借主が負担します。

第10条（契約の終了）

この契約は、物件の返還をもって終了します。

以上

貸出サービス申込書

“貸出サービス利用規約”に同意の上、FAX：082-262-1552 までFAXしてください。

年 月 日

ご 依 頼 元	フリガナ 氏 名 様	TEL: () FAX: E-mail:	内線
	会社名 所 属 役 職	住 所 〒 - ビル名	
配 送 先	フリガナ 氏 名 様	TEL: () FAX: E-mail:	内線
	会社名 所 属 役 職	住 所 〒 - ビル名	
用 途	必ずご記入下さい。		
期 間	希望納品日: 年 月 日() ~ 返却予定日: 年 月 日() 貸出期間は3週間迄となります。		
製 品 型 式		数 量	備 考 欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			

一部のオプション品もご用意しております。よろしければお申し込みくださいませ。
ご記入ありがとうございました。

株式会社インタフェース 営業支援センター
Tel:082-262-1630 (月～金 AM9:00～PM5:00)
Fax:082-262-1552 E-mail: support@interface.co.jp